

改正貸金業法について

1 改正貸金業法が平成 22 年 6 月 18 日から完全施行

① 上限金利が下がる

平成 22 年 6 月 17 日までの契約は、任意性等を満たせば出資法上限の 29.2% までは今でも有効です。

しかし、当時の契約のほとんどが、任意性等を満たしていなかったため、利息制限を超えた金利で返済していた部分は無効です。ケースによっては過払金が出る可能性があります。

改正貸金業法が完全施行された平成 22 年 6 月 18 日以降の契約は、利息制限法の 10 万円までは 20%、100 万円までは 18%、100 万円以上は 15% になります

② 総量規制が始まる

年収の 3 分の 1 を超えた金額は、消費者金融やクレジットカードでのキャッシングでは借りられなくなります。複数の業者から借りている場合は、借入額の総額が 3 分の 1 を超えていれば借りられません。これにより、過剰貸付がなくなることが期待されています。

すでに年収の 3 分の 1 を超えて借りている人は、3 分の 1 を超えている部分をすぐに返済する必要があるわけではありません。新たに借りられなくなるだけです。

銀行で借りているお金や、住宅ローン、自動車ローンはこの規制の対象にはなりません。

③ 専業主婦(夫)は配偶者の同意書が必要

専業主婦(夫)は、配偶者の「同意書」、「住民票または戸籍抄本」、「配偶者の年収を証明する書類」が必要になります。

※金融庁の調べでは、平成 22 年当時 1400 万人が貸金業者を利用しています。日本貸金業協会が当時行ったアンケートでは、利用者の半数が、すでに年収の 3 分の 1 を超えて借り入れていると回答しています。

※改正貸金業法完全施行でヤミ金が増加すると一部で言われていたが、ヤミ金の相談は増えていません。